⑤合同製鐵株式会社

証券コード:5410

第118回

定時株主総会招集ご通知

開催 日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

開催 場所 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

- 議決権行使について -

行使期限

2024年6月24日(月)午後5時35分まで

株主総会に当日ご出席されない場合は、インターネットまたは同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

(証券コード 5410) 2024年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号

合同製鐵株式会社

代表取締役 内田裕之

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

⊙当社ウェブサイト

https://www.godo-steel.co.jp/ir/notice/



⊙東証ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



※東証ウェブサイトでは「合同製鐵」又は「5410」にて検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択してご確認ください。

お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、以下のいずれかの方法によって、2024年6月24日(月曜日)午後5時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合】

次頁の「インターネット等による議決権行使について」をご確認の上、当社指定の議決権 行使ウェブサイト (https://www.web54.net) にアクセスしていただき、同封の議決権行 使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご使用の上、画面の案内 にしたがって、議案に対する賛否を前頁の行使期限までにご入力ください。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到 達するようご返送ください。

敬具

記

- 1. H 2024年6月25日(火曜日)午前10時 舑
- 2. 場 大阪市中央区北浜1丁月8番16号 所 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- **報 告 事 項** 1. 第118期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告 及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件
 - 2. 第118期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類 の内容報告の件

決議事項

定款一部変更の件 第1号議案

第2号議案 取締役7名選仟の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選仟の件

以上

インターネット等による議決権行使について



パソコン・スマートフォン によるアクセス手順

議決権行使サイト

https://www.web54.net

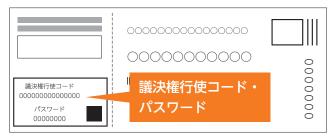
バーコード読取機能付のスマートフォンを利用 して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使 サイトに接続することも可能です。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。

詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。



システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(受付時間:9:00~21:00)

WEBサイトヘアクセス



ログインする

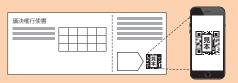


パスワードの入力

	*** ご自身で登録するパスワードへの変更 ***
●螺決権行使書戶	理能のため、パスワードをご自身で監修されるものに変更します。 相称に影響的「スワードと検生性が体体主発をでて使用になる組ん v (スワードを入力し、【観倒 ポタンをグリックしてください。 ボードを使用される場合は、右のアンケをグリックしてください。
	第決権行使書用紙に記載のパスワード: ソフトウェアキーボード
	ご使用になる部(人 v (スワード: (確認のためもう1.前): (
	※8文字の半角体数文字のみ入り回答です。 (次の記号、ひ ****) (****) (****) (****) (****) (****) (****) (****) (**
	笠 録

4 以降は画面の入力案内に従って賛否を ご入力ください。

「スマート行使」 について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ることにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

なおこの方法での議決権行使は1回に限ります。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

! ご注意事項

- 議決権行使が複数回なされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権として、お取り扱いいたします。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いい たします。
- インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株 主の皆様のご負担となります。
- パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号 同様、大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の 案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行部

00,0120-782-031

(受付時間: 土日休日を除く 9:00~17:00)

- ○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載 いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の 選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

	(下線部は変更箇所を示しております。)
<現行定款>	<変更案>
(監査役の選任) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 2. 前項の選任決議は、議決権を行使することが できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主 が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)	(監査役の選任) 第29条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当会社は、会社法第329条第3項の規定によ
(新設)	り、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において、短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。	(監査役の任期) 第30条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として 選任された監査役の任期は、退任した監査役の 任期が満了する時までとする。 <u>ただし、前条第</u> 3項により選任された補欠監査役が監査役に就 任した場合は、当該補欠監査役として選任後4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに 関する定時株主総会の終結の時を超えることが できないものとする。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員 (7名) が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

	וו אין או לוייוי	1) -			専門性、主な経験等(※)						取締役会				
候補者番号		氏	名			性別	現在の当社における 地位・担当	企業 経営	製造技術	営業販売	財務会計	法務	- 14V	SDGs	出席率
1	再任	うち 内	だ	vs 裕	pe 之	男性	代表取締役社長	0	0				0		100% (13/13)
2	再任	瀬	خ <± ا		^{きと}	男性	専務取締役執行役員 購買、技術・製造、 技術サービス、シス テム管掌 技術総括部長		0					0	100% (13/13)
3	再任	にし 西	^{なか} 仲		*********** 桂	男性	常務取締役執行役員 経営企画、総務、 経理管掌 経営企画部長				0	0			100% (13/13)
4	再任	^{ふじ} 藤	<u>*</u> €	とも	ゆき 之	男性	常務取締役執行役員 営業管掌、棒鋼事業 担当、東京営業所 長、営業総括部長			0					100% (13/13)
5	再任 社外 独立	つち <u>十</u>	屋	光	章	男性	社外取締役	0			0				100% (13/13)
6	再任 社外 独立	松	të H	紀	子	女性	社外取締役					0		0	100% (13/13)
7	新任 社外	增	_{おか}	研	glf 介	男性	_					0			-% (-)

(※) 各候補者に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

うち だ ひろ ゆき

内 \mathbf{H} 裕之 (1958年9月27日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1981年4月 新日本製鐵㈱ (現日本製鉄㈱) 入社 2006年11月 同社薄板事業部薄板技術グループリ

ーダー (部長)

2009年4月 同社君津製鐵所生産技術部長

2010年7月 同社大分製鐵所生産技術部長

2012年4月 同社執行役員

所有する当社株式の数 10.200株

2014年4月 同社顧問(ウジミナス社技術・品質 担当役員)

2018年4月 同社常務執行役員 2020年4月 同社執行役員(社長付)

当社参与

2020年6月 当社代表取締役社長

現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

内田裕之氏は、鉄鋼業界において幅広い経験や知見を有するとともに、激しく変化する普通鋼電炉業界の 中で、当社の経営者としてグループ経営をリードするとともに、業務執行全般に対する監督を適切に果た してきたことから、当社が成長し続けるために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

せとぐちあきと

瀬戸门 昭人 (1960年2月1日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1983年4月 当社入社

2006年4月 当社姫路製造所生産部長

2008年6月 三星金属工業㈱出向 取締役製造部

2010年6月 当社船橋製造所管理部長

4.100株

所有する当社株式の数 2012年1月 当社船橋製造所技術管理部長 2014年6月 当社取締役 構造用鋼事業担当

姫路製造所長

2015年6月 当社執行役員 構造用鋼事業担当

姫路製造所長

2018年6月 当社常務執行役員

構造用鋼事業担当

姫路製造所長 2022年6月 当社専務取締役執行役員

購買、技術・製造、技術サービス、

システム管堂 技術総括部長

現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

瀬戸口昭人氏は、鉄綱業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、製造、技術部門の要 職を歴任し、2022年から専務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、引き続 き取締役として選任をお願いするものであります。

にし なか かつら 西

仲 桂 (1961年9月8日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1984年4月 当社入社 2007年7月 当社姫路製造所総務部長

2010年6月 三星金属工業㈱出向 取締役総務部

2012年6月 当社購買部長

所有する当社株式の数 2013年6 月 当社総務部長

7.700株

2015年6月 当社執行役員

総務部長

2019年6月 当社常務執行役員

経営企画部長、経理部長

2020年6月 当社常務取締役執行役員

経営企画、総務、経理管堂 経営企画部長、経理部長

2021年4月 当社常務取締役執行役員

経営企画、総務、経理管堂

経営企画部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

两仲 桂氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、経営企画、総務、経理 部門などの要職を歴任し、2020年から常務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていること から、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

ふじ た とも ゆき

倫 之 (1964年3月26日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1988年4月 新日本製鐵㈱(現日本製鉄㈱)入社

2013年4月 同社堺製鐵所総務部長

2014年4月 同社和歌山製鐵所総務部部長

2015年1月 同社和歌山製鐵所労働・購買部長

2017年4月 当社社長付部長

所有する当社株式の数 2017年6 月 当社線材販売部長

2018年6月 当社執行役員 1.600株

販売総括部長、線材販売部長

販売総括部長、線材販売部長 2022年6月 当社常務取締役執行役員

2021年6月 当社執行役員

営業管掌、棒鋼事業担当、

2019年6月 当社執行役員線材販売、形鋼販売 管堂、線材形鋼事業担当

線材形綱事業担当

東京営業所長、営業総括部長

販売総括部長、線材販売部長

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

関東デーバースチール㈱代表取締役計長

■ 取締役候補者とした理由

藤田倫之氏は、鉄鋼業界における豊富な経験と知見を有しており、当社入社以来、営業部門の要職を歴任 し、2022年から常務取締役執行役員として、その役割を十分に果たしていることから、引き続き取締役 として選任をお願いするものであります。

や みつ あき

屋 光章 (1954年5月1日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1977年4月 ㈱日本興業銀行 (現㈱みずほ銀行)

入行

2004年4月 ㈱みずほコーポレート銀行(現㈱み

ずほ銀行)執行役員秘書室長

0株

所有する当社株式の数 2006年3月 同行常務執行役員

2008年6月 みずほ信託銀行㈱代表取締役副社長

2011年6月 ㈱みずほフィナンシャルグループ取

締役副社長

2012年4月 みずほ総合研究所㈱代表取締役社長

2012年6月 日本原子力発電㈱社外監査役(現

任)

2017年6月 ㈱国際協力銀行社外監査役 (現任)

2017年6月 朝日工業㈱社外取締役(監査等委員)

2017年6月 第一リース㈱監査役

2019年6月 当社社外取締役 (現任)

2020年6月 日本曹達㈱社外取締役(現任)

2023年6月 一般社団法人日本商工倶楽部理事長

(現任)

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

日本曹達㈱社外取締役

日本原子力発電㈱社外監査役

㈱国際協力銀行社外監査役

一般社団法人日本商工倶楽部理事長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

土屋光章氏は、大手金融機関での長年の経験に加えて、シンクタンクで経営に携わるなど、専門性の高い 経済や業界情報を有しており、独立した立場から当社の経営全般に助言・提言をいただけることを期待 し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間 は、本総会終結の時をもって5年となります。

松田紀子(1955年12月7日生)

再任

■ 略歴、当社における地位、担当

1979年4月 建設省入省 2003年7月 内閣府PFI事業推進室参事官

2005年8月 国土交通省総合政策局

国土環境・調整課長

0株

所有する当社株式の数 2007年7月 同省総合政策局総務課長

2008年7月 同省大臣官房審議官 (都市生活環境担当)

2010年8月 農林水産省

農林水産技術会議事務局研究総務官

2012年8月 独立行政法人日本高速道路保有・債

務返済機構監事

2014年8月 国土交通省国土交通大学校長

2015年4月 学校法人近畿大学総合社会学部客員

教授 (現任)

2015年4月 ㈱ | H | 環境エンジニアリング顧問

2015年6月 ㈱かんぽ生命保険社外取締役(監査

委員)

2018年6月 同社常務執行役

2021年7月 一般財団法人都市農地活用支援セン

ター理事長 (現任)

2022年6月 当社社外取締役(現任)

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

一般財団法人都市農地活用支援センター理事長 学校法人近畿大学総合社会学部客員教授

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

松田紀子氏は、中央省庁において環境問題などの要職を長年経験した後、株式会社のアドバイザーとして 経営に携わるなど、その経歴を通じて培った専門性の高い経済や業界情報を有するとともに、人材育成や 女性活躍を含めたダイバーシティに関する経験も豊富であり、独立した立場から当社の経営全般に助言・ 提言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同 氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

ます おか けん すけ **増 岡 研 介** (1957年5月18日生)

新任 社外

■ 略歴、当社における地位、担当

1989年4月 弁護士登録(日本弁護士連合会)東

京弁護士会入会

增岡章三法律事務所入所

1993年4月 東京弁護士会常議員

2003年4月 東京弁護士会副会長

2006年12月 伊藤忠食品㈱社外監査役(現任) 2007年1月 増岡総合法律事務所所長(現任)

現在に至る

所有する当社株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

增岡総合法律事務所所長伊藤忠食品㈱社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

増岡研介氏は、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場から当社の経営全般に助言・提言いただくことで取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化につながるものと期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) ① 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - ② 十屋光章氏、松田紀子氏及び増岡研介氏は、社外取締役候補者であります。
 - ③ 独立役員

当社は、土屋光章氏及び松田紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、増岡研介氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が原案どおり選任された場合には、同氏を独立役員とする予定であります。

④ 責任限定契約

当社は、土屋光章氏及び松田紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏が原案どおり選任された場合、本契約を継続する予定であります。また、増岡研介氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏との間において同様の契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑤ 役員等賠償責任保険

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役服部昌弘氏は本総会終結の時をもって辞任され、また、監査役酒井 清氏は本総会の終結の時をもっ て任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

監查役候補者

さか い きよし

洒 井

(1950年8月9日生)

再任

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1973年4月 神戸市役所入所

1998年7月 同法人代表社員

1975年4月 等松・青木監査法人 (現有限責任監

1979年3月 公認会計士登録

査法人トーマツ) 入所

1990年7月 同法人社員

所有する当社株式の数 2.800株

2006年4月 国立大学法人兵庫教育大学監事

2016年1月 公認会計士酒井清事務所所長(現

仟)

2016年4月 学校法人関西大学非常勤講師

2016年6月 当社社外監査役 (現任) 2016年12月 IMV㈱社外取締役(現任)

2020年10月 学校法人関西大学監事 (現任)

現在に至る

■ 重要な兼職の状況

公認会計十酒井清事務所所長 IMV(株)社外取締役

学校法人関西大学監事

■ 社外監査役候補者の選任理由

酒井 清氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験等を当社の経営全般の監査 に活かしていただくことを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、 同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の 理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) ① 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - ② 酒井 清氏は、社外監査役候補者であります。なお、酒井 清氏を東京証券取引所の定めに基づく 独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独 立役員とする予定であります。
 - ③ 責任限定契約

当社は、酒井 清氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり選任された場合、本契約を継続する予定で あります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員等賠償責任保険

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結 し、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補する こととしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当 該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

補欠監查役候補者

いの うえ よし ゆき

井上嘉之(1958年12月14日生)

社外

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1985年9月 等松・青木監査法人(現有限責任監

査法人トーマツ)入所

1990年3月 公認会計士登録

在)

2001年7月 同法人社員

2020年8月 井上嘉之公認会計士事務所所長(現

所有する当社株式の数

現在に至る

0株

■ 重要な兼職の状況

井上嘉之公認会計十事務所所長

■ 補欠の社外監査役候補者の選任理由

井上嘉之氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験等を当社の経営全般の監査 に活かしていただくことを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての 職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) ① 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - ② 井上嘉之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 - ③ 責任限定契約

当社は、井上嘉之氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 役員等賠償責任保険

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

事業報告

(2023年 4 月 1 日から) 2024年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、社会・経済活動がコロナ禍から正常化に向かい、緩やかに景気回復してきておりますが、長期化するロシア・ウクライナ情勢、緊迫化する中東情勢の原燃料価格への影響や、低迷する中国経済、世界的なインフレ対策としての金融引き締めなど、依然として先行き不透明な状況が継続しました。

普通鋼電炉業界におきましても、主たる需要分野である国内建設分野において、各種資機材の高騰や人手不足などを背景に、中小案件を中心とした工期延期や計画見直しの動きが見られるなど、鋼材需要は低調に推移しました。また、主原料である鉄スクラップ価格は世界的なカーボンニュートラルの流れから高水準で推移するとともに、円安の進行によりエネルギー価格が高止まるなど、調達コストを取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

こうした中、当社グループにおきましては、強固な事業基盤を確立し、更なる成長を目指した「合同製鐵グループ中期ビジョン2025」に基づき、複数の製造拠点をもつ事業所体制を活かしつつ、販売、購買環境や生産条件などの変化を迅速に捉えながら、需要見合いの生産に徹するとともに、再生産可能な販売価格の実現に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績につきましては、主原料である鉄スクラップ価格及び電力価格等の高騰を踏まえて販売価格改善を推進したものの、販売数量の減少により、連結売上高は2,228億50百万円と前期比125億36百万円の減収となりました。一方で、販売価格改善が進捗したことに加え、主原料である鉄スクラップ価格が安定的に推移したことや、コスト改善の進捗により、連結営業損益は前期比39億43百万円増益の178億50百万円の利益、連結経常損益は前期比44億34百万円増益の203億1百万円の利益、親会社株主に帰属する当期純損益は、前期比26億85百万円増益の151億93百万円の利益となりました。

(2) 対処すべき課題

普通鋼電炉業界は、前期と同様厳しい事業環境が継続することに加え、働き方改革関連法により物流コストが負担増となる「2024年問題」への対応等、事業環境の変化に応じた速やかな対応が一層求められる状況となっております。

このような経営環境下、当社グループは、2022年度、2023年度において中期ビジョンで掲げた収益目標を超過達成したことや、カーボンニュートラルへの取り組みに対する社会的な要請の高まり、資本コスト・株価を意識した経営への取り組み等、経営課題が大きく変化してきたことから、「合同製鐵グループ中期ビジョン2025」を見直し、新たな目標を設定いたしました。

	2025年度目標 2025年度見直し後目		
売 上 高	2,200億円	2,250億円	
経常利益	110億円	160億円	
R O S	5.0%	7.0%	
ROE	_	8%以上	
D / E	_	0.5以下	

具体的には、製造・販売におけるシナジーの発揮として、これまでの商慣習の適正化等に加え、合同製鐵グループの朝日工業㈱、三星金属工業㈱、㈱トーカイとの連携を強化し、棒鋼及び構造用鋼事業における一体的な運営をさらに進め、最適生産・出荷体制の追求、営業力の強化、高機能商品の拡販に努めるとともに、電力、燃料の軽減につながる省エネルギー投資やカーボンニュートラルへの取り組み、D&Iの活用・推進として、多様な人材の登用や育成などを推進するとともに、事業運営の更なる効率化を目指すべく、DX技術の活用などにも一層注力してまいります。

なお、目標損益については、2023年度までの損益実績を踏まえつつ、2024年度以降の経営環境における 電力料金、輸送費、金利、労務費等の大幅な上昇を勘案し設定しております。

また、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえ、企業統治体制の確立と経営の透明性・効率性の向上を目指し、更なる企業価値の向上や連結経営基盤の強化・拡充を志向し、以って株主の皆様への還元拡充にも努めてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、何とぞ引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、省電力・省エネルギー対策をはじめ合理化・品質対応力強化等を目的として、総額65億5千6百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、2024年3月6日に第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)50億円を発行いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

期·年度 区分	第 115 期 2020年度	第 116 期 2021年度	第 117 期 2022年度	第118期(当期) 2023年度
売 上 高(百万円)	152,785	204,201	235,387	222,850
経常利益又は (百万円) 経常損失(△)	7,490	△1,252	15,867	20,301
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	4,987	△1,112	12,508	15,193
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期(円) 純 損 失 (△)	340.97	△76.06	855.19	1,038.84
総 資 産(百万円)	210,877	223,377	253,552	270,813

- (注) ① 第118期 (当期) の状況につきましては、前記 (1) 「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
 - ② 第116期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第116期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。
 - ③ △はマイナスを示しております。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権 所有割合(%)	主要な事業内容
朝日工業株式会社	2,190百万円	100.0	鉄筋用棒鋼、構造用鋼、ねじ節鉄筋等の製造販売
三星金属工業株式会社	480百万円	100.0	鉄筋用棒鋼の製造販売
株式会社トーカイ	450百万円	100.0	鉄筋用棒鋼の製造販売
合 鐵 産 業 株 式 会 社	296百万円	100.0	鋼材・機械・製鋼原料の販売
株式会社ワイヤーテクノ	499百万円	85.0 (21.6)	線材加工製品の製造販売
株式会社合同セラミックス	45百万円	85.0	耐火煉瓦の製造販売
合鐵大阪物流株式会社	15百万円	100.0	大阪製造所の構内作業・運搬
日本選鋼株式会社	20百万円	100.0	姫路製造所の構内作業、産廃処理
船橋機工株式会社	17百万円	100.0	船橋製造所の構内作業・運搬
株式会社トーカイ物流	45百万円	100.0 (100.0)	㈱トーカイの構内作業・運搬
関東デーバースチール株式会社	10百万円	100.0 (40.0)	鉄筋棒鋼等の販売の仲介
朝日アグリア株式会社	303百万円	100.0 (100.0)	有機質肥料、化成肥料等の製造販売
ASAHI INDUSTRIES AUSTRALIA PTY.LTD.	350,000豪ドル	100.0 (100.0)	JOHNSON ASAHI PTY.LTD.の持株会社
株 式 会 社 上 武	30百万円	100.0 (100.0)	砕石・砕砂の製造販売
朝日ビジネスサポート株式会社	30百万円	100.0 (100.0)	朝日工業㈱、朝日アグリア㈱、㈱上武の業務請負

(注)「当社の議決権所有割合」欄の()内は、間接所有する議決権所有割合を内数で記載しております。

(7) 主要な事業内容

事業の種類	事 業 内 容
鉄 鋼 事 業	・線材、各種大形・中形形鋼、軌条、構造用棒鋼、鉄筋用棒鋼の製造及び販売 ・棒鋼加工製品、線材加工製品等の製造及び販売 ・ねじ節鉄筋の製造及び販売 ・機械、製鋼原料等の販売
農業資材事業	・有機質肥料、化成肥料等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

事業の種類	会社名等	名 称	所在地
3 3/(3) (230)	当 社	本東京 製造所所 大姫路 製造所所 船橋 製造所	大阪市北区東京都千代田区大阪市西淀川区大阪市西淀川区兵庫県姫路市
	朝日工業株式会社	本 社 埼 玉 事 業 所 埼 玉 工 場	東京都豊島区 埼玉県児玉郡神川町 埼玉県児玉郡神川町
	三星金属工業株式会社	本社・工場	新 潟 県 燕 市
	株式会社トーカイ	本社・工場	福岡県北九州市
鉄 鋼 事 業	合鐵産業株式会社	本社東京支石大店大坂工近路工	大阪市北区東京都千代田区福岡県福岡市大阪市西淀川区兵庫県姫路市
	株式会社ワイヤーテクノ	本 社 ・ 大 阪 工 場 大阪工場第二製造部	大阪市鶴見区大阪市西淀川区
	株式会社合同セラミックス	加 賀 工 場 本 社 ・ 工 場	石川県加賀市 岡山県備前市
	合鐵大阪物流株式会社	本 社 ・ 工 場 本 社	一
	日本選鋼株式会社	<u>本 社 ・ 工 場</u>	
	船橋機工株式会社	本	千葉県船橋市
	株式会社トーカイ物流	本社	福岡県北九州市
	関東デーバースチール株式会社	本社	東京都千代田区
農業資材事業	朝日アグリア株式会社	本 大 大 阪 本 財 共 場 大 阪 事 業 所 所	東京都豊島区埼玉県児玉郡神川町千葉県地市滋賀県甲賀市大阪市北区
	ASAHI INDUSTRIES AUSTRALIA PTY.LTD.	本社	豪州ビクトリア州
その他事業	株 式 会 社 上 武	本社	埼玉県秩父郡皆野町
	朝日ビジネスサポート株式会社	本社	埼玉県児玉郡神川町

(9) 従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

人数	前期末比増減
2,108名	37名増

- (注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からグループへの出向者を 含めて記載しております。
 - 2. 当社の従業員の状況

人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
744名	13名増	39.8歳	17.6年

- (注) ① 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めて記載しております。
 - ② 平均年齢及び平均勤続年数は、出向者を含まず計算しております。

(10) 主要な借入先の状況

借	入	先	借入金残高		
			百万円		
株式会社みずほ銀行			20,250		
株式会社三井住友銀行			6,841		
株式会社三菱UFJ銀行			6,141		

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

(2) 発行済株式の総数

(3) 株 主 数

(4) 大 株 主

39,400,000株 17,145,211株 (自己株式2,519,985株を含む) 14,161名

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本製鉄株式会社	2,566	17.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,304	8.9
三井物産株式会社	730	5.0
合鐵取引先持株会	662	4.5
共英製鋼株式会社	514	3.5
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	365	2.5
株式会社みずほ銀行	270	1.8
東京鐵鋼株式会社	268	1.8
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY505223	242	1.7
日本生命保険相互会社	185	1.3

- (注) ① 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - ② 当社は、自己株式2,519千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 - ③ 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) その他の株式に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 田 裕 之	
専務取締役執行役員	瀬戸口 昭 人	購買、技術・製造、技術サービス、システム管掌、
		技術総括部長委嘱
常務取締役執行役員	西仲桂	経営企画、総務、経理管掌
		経営企画部長委嘱
常務取締役執行役員	藤田倫之	営業管掌、棒鋼事業担当、東京営業所長、営業総括部長委嘱、
		関東デーバースチール株式会社代表取締役社長
取締役(社外取締役)	四宮章夫	弁護士(コスモス法律事務所 所長)
		ヘリオステクノホールディングス株式会社 社外監査役
取締役(社外取締役)	土屋光章	日本曹達株式会社社外取締役
		日本原子力発電株式会社社外監査役
		株式会社国際協力銀行社外監査役
		一般社団法人日本商工倶楽部理事長
取締役(社外取締役)	松田紀子	一般財団法人都市農地活用支援センター理事長
		学校法人近畿大学 総合社会学部客員教授
監 査 役 (常勤)	神内信和	
監 査 役 (常勤)	山 中 智 之	
監査役(社外監査役)	酒井清	公認会計士酒井清事務所所長
		IMV株式会社 社外取締役
		学校法人関西大学監事
監査役(社外監査役)	服部昌弘	日鉄物産株式会社 常務執行役員大阪支社長
監査役(社外監査役)	介 川 康 弘	日本製鉄株式会社 関係会社部 部長
		共英製鋼株式会社 社外監査役

- (注) ① 取締役四宮章夫、土屋光章及び松田紀子の3氏は、社外取締役であります。
 - ② 監査役酒井 清、服部昌弘及び介川康弘の3氏は、社外監査役であります。 取締役四宮章夫、土屋光章及び松田紀子、監査役酒井 清の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく 独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- ③ 監査役神内信和氏は、当社の経理部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ④ 監査役山中智之氏は、当社の経理部門での経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ⑤ 監査役酒井 清氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
- ⑥ 監査役服部昌弘氏は、2024年3月31日付で日鉄物産株式会社常務執行役員を退任し、2024年4月 1日付でイゲタサンライズパイプ株式会社代表取締役社長に就任しております。
- ② 当社は、執行役員制度を導入しております。当社取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

20										
	í	受	名			Е	t	2	3	担 当
常	務	執	行	役	員	木	村	眞	人	構造用鋼事業担当、姫路製造所長
常	務	執	行	役	員	森	満		隆	線材形鋼事業担当、大阪製造所長
常	務	執	行	役	員	丸	草	幸	雄	構造用鋼営業部長
常	務	執	行	役	員	甲	斐	嘉	久	総務部長
執	:	行	役	į.	員	\blacksquare		聡	=	船橋製造所長、同所技術管理部長
執	:	行	役	į.	員	櫻	木	健	=	線材営業部長、形鋼営業部長
執	:	行	役	į.	員	有	働	由	幸	大阪製造所副所長、同所技術管理部長
執	;	行	役	į.	員	加	藤	敬-	一郎	経理部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款の規定に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く)及び監査役との間に、会社法 第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因する損害は填補されません。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員及び当社の子会社役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2021年3月29日開催の取締役会において 社外取締役の意見を聴取した上で定めており、その概要は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、会社業績と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役職毎の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬額及び業績連動報酬額により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬額のみを支払うこととしており、当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役職、職務に応じて決定するものとしております。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、過半数の独立社外取締役で構成した役員人事・報酬会議の助言・提言を踏まえ、取締役会において原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、決定方針に沿うものであると判断した上で、取締役会において決定することとしております。また、監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2015年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額4億円(うち社外取締役分は年額5,000万円以内)、監査役報酬については年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)、監査役の員数は5名(うち社外監査役は3名)です。

3. 業績連動報酬等に関する事項

取締役(社外取締役を除く)の業績連動報酬は、経営に対する貢献度がより反映できる指標として、前事業年度の単体経常利益9,101百万円に応じた役職毎の責任を考慮した連動単価に基づく業績連動報酬額を基本報酬額に加算し、月例で支給するものとしております。なお、業績連動指標の目標値については、コストの大部分を占める主原料価格の変動が大きい電炉事業特性を踏まえ、採用しておりません。

4. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

	報酬等の総額	報酬等の種	報酬等の種類別の総額				
区分	TXIJII マチ マノ形心合具	固定報酬	業績連動報酬	役員の員数			
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(人)			
取 締 役	227	174	52	7			
(うち社外取締役)	(17)	(17)	(-)	(3)			
監 査 役	69	56	13	4			
(うち社外監査役)	(11)	(11)	(-)	(2)			

(注) 役員報酬を支給していない社外監査役1名は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

- 1. 重要な兼職先と当社との関係
 - ① 社外取締役四宮章夫氏は、コスモス法律事務所の所長であります。なお、同所と当社との間には、 記載すべき事項はありません。また、同氏は、ヘリオステクノホールディングス株式会社の社外監 査役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
 - ② 社外取締役土屋光章氏は、日本曹達株式会社の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は、日本原子力発電株式会社及び株式会社国際協力銀行の社外監査役を兼務しております。なお、両社と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は、一般社団法人日本商工倶楽部の理事長を兼務しております。なお、同法人と当社との間には、記載すべき事項はありません。
 - ③ 社外取締役松田紀子氏は、一般財団法人都市農地活用支援センターの理事長であります。なお、同法人と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は学校法人近畿大学総合社会学部の客員教授を兼務しております。なお、同法人と当社との間には、記載すべき事項はありません。
 - ④ 社外監査役酒井 清氏は、公認会計士酒井清事務所所長であります。なお、同所と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は I MV株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。また、同氏は学校法人関西大学の監事を兼務しております。なお、同法人と当社との間には、記載すべき事項はありません。
 - ⑤ 社外監査役服部昌弘氏は、日鉄物産株式会社の常務執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者 (主要な取引先)であります。同氏は、2024年3月31日付で日鉄物産株式会社常務執行役員を退 任し、2024年4月1日付でイゲタサンライズパイプ株式会社代表取締役社長に就任しております。 なお、同社と当社との間には、記載すべき事項はありません。
 - ⑥ 社外監査役介川康弘氏は、日本製鉄株式会社の関係会社部部長であり、同社は当社のその他の関係会社であります。なお、同社と当社の間に鋼片の取引関係があります。また、同氏は共英製鋼株式会社の社外監査役を兼務しており、同社と当社は持分法適用会社の中山鋼業株式会社の株式をそれぞれ45%ずつを保有し、共同で経営にあたっております。また、共英製鋼株式会社は当社株式を3.5%保有する株主であります。

2. 事業年度における主な活動状況

	区分	\	氏	. :	名	主 な 活 動 状 況 等
取	締	役	匹	宮章	夫	当期開催の取締役会13回中12回に出席し、事業再生や再建などの企業法務に精通した弁護士としての高い見識と幅広い経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	土	屋光	章	当期開催の取締役会13回全てに出席し、大手金融機関やシンクタンクで企業経営に携わった経験などに基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取	締	役	松	田紀	子	当期開催の取締役会13回全てに出席し、株式会社のアドバイザーとして経営に携わった経験やダイバーシティに関する経験に基づき、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監	查	役	酒	井	清	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、監査法人で要職を歴任し、公認会計士としての豊富な経験と専門的見地に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監	查	役	服	部昌	弘	当期開催の取締役会13回全てに出席し、また、当期開催の監査役会7回全てに出席し、企業経営に携わった高い見識と豊富な経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告事項について適宜質問し意見を述べております。
監	査	役	介	川康	弘	当期開催の取締役会13回中11回に出席し、また、当期開催の 監査役会7回中4回に出席し、企業経営に携わった高い見識 と豊富な経験に基づいて、職務執行状況等の決議事項や報告 事項について適宜質問し意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1. 報酬等の額

67百万円

2. 当社及び当社子会社が支払うべき監査証明業務の対価としての報酬等の額

83百万円

3. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

86百万円

- (注) ① 1.報酬等の額については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に 区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。
 - ② 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、 監査計画の内容、職務遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、 会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外である、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則(経済産業省令第四十六号)第29条第2項第3号に基づく賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務についての対価を支払っております。また、当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴う引受事務幹事会社への書簡作成業務を委託し、その対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、当社の「会計監査人の評価及び選任に関する基準」に従って、会計監査人の職務遂行状況を評価し、監査の適正性及び信頼性を確保できないと認めた場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するため の体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制とする。

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について、取締役から報告を受け、 又は決定を行う。

取締役は、他の取締役の職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。 取締役の職務執行状況は、監査役監査要綱その他の規程に基づき、各監査役の監査を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行上の各種情報について、情報セキュリティ基本規程、文書管理規程その他の規程に基づき、管理 責任者の明確化、守秘区分の設定等を行うとともに、取締役会議事録をはじめとする各種文書について、適 切に作成・保管する。

また、財務情報、重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、IR活動やウェブサイト等を通じ、適時・的確な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令遵守、安全衛生、環境・防災等経営上、業務遂行上のあらゆるリスクについて、関連する業務規程に 従い、それぞれのリスク特性に応じたリスクマネジメント活動を行う。各取締役、各執行役員、各部門長及 び各グループ会社社長は、経営に重要な影響を与えるリスクの抽出・評価に基づき、規程・マニュアル類の 整備、教育・啓蒙及びモニタリング等を行うとともに、その継続的な改善に努める。

グループリスクマネジメント委員会において、各部門におけるリスクマネジメント活動の総括を行うとともに、当社グループにおける横断的なリスクについて、未然防止のための教育・啓蒙活動、課題の設定、状況把握、評価等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業戦略や設備投資等の重要な個別執行事項については、経営会議の審議を経て、取締役会において執行 決定を行う。また、経営会議、取締役会に先立つ審議機関として、目的別に設備予算委員会等の全社委員会 等を設置・運営する。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、各執行役員、各部門長等が遂行する。各取締役、各執行役員の業務分担は、取締役会規程に基づき取締役会が決定し、執行役員規程・業務分掌規程・決裁規程においてそれぞれの責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、全ての取締役、執行役員、使用人が経営の理念や方針を共有するとともに、業務運営における判断の基準とする。経営トップ及び各部門長は、業務運営方針等を必要の都度タイムリーに発信する。

各部門長は、自部門における法令・規程遵守状況のモニタリング等、業務上の法令違反行為の未然防止に 努めるとともに、法令違反の恐れのある行為・事実を認知した場合、コンプライアンスの総括部門である総 務部へ速やかに報告する。総務部は各機能部門と連携し迅速に対応を行う。 内部監査を担当する部署として監査部を設置し、内部監査規程に基づき監査を実施し、規則違反や不正行 為の発生防止、早期発見・是正を図る。

使用人は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った使用人については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、当社と各グループ会社との間で事業戦略を共有化し、グループ一体となった経営を行うものとし、当社各取締役、各執行役員、各部門長及び各グループ会社社長は、業務運営方針等を使用人に対し周知・徹底する。

グループ会社の管理に関しては、グループ会社の自主性を尊重しつつ、営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、経営状態を把握するとともに、重要案件については事前協議を行い、必要に応じ指導・助言を行う。

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任に基づく 自律的な構築・運用を基本とする。また、当社グループ全体での横断的内部統制強化の観点から、各機能部門によるリスクマネジメント活動及び総務部門を中心とする内部統制機能の強化を図るとともに監査部によるグループ会社を含めた内部監査を実施する。また、主要グループ会社にリスクマネジメント責任者を置き、当社と各グループ会社との間で内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化や施策の充実を図る。

コンプライアンスや倫理上の問題について、グループ全体の相談窓口として「合同製鐵グループコンプライアンスホットライン」を設置、運営する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査部門所属の使用人に対しその補助者として監査業務に必要な事項を指揮命令できることとする。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動等については、監査役と事前協議の上、同意を得ることとし、取締役からの独立性の確保ができる体制とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うとともに、法令等の違反行為等、当社又は各グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに監査役又は監査役会に対して報告を行う。

監査役へ報告を行った当社及び各グループ会社の取締役、執行役員、使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議等の社内会議に出席し、経営上の重要情報について報告を受けるとともに、決裁書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の 重要事項について情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。

総務部は、監査役との間で定期的又は必要の都度、経営上の重要課題等に関する意見交換を行う等、相互 に連携を図る。

監査役は、会計監査人及び監査部から監査結果について適宜報告を受けるとともに、それぞれと緊密な連携を図る。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当社は当該請求に係る費用 又は債務を速やかに処理する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として決別すること」を定め、反社会的勢力の排除に取り組む。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社及び各グループ会社は、「合同製鐵グループ企業行動指針」に基づき、事業戦略を共有化し、一体となった経営を行うものとし、内部統制システムについても、自律的な構築・運用を基本に横断的内部統制の強化に努めております。

主な会議の開催状況としては、取締役会は13回、監査役会は7回開催し、取締役会には、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき、規程や業務手続、リスク対応状況などについて、 監査部と連携を図りながら社内各部署及び当社グループ会社の業務監査を行うとともに、当社取締役、監査 部、会計監査人との間で意見交換等を行い、その結果について取締役へ報告を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと考えており、業績に応じた利益配分を基本として、中間及び期末の剰余金の配当を実施する方針といたしております。こうした考えの下、財務体質の改善、必要な再投資資金の確保等を勘案しつつ、業績連動利益配分の指標として、連結配当性向年間30%程度を目安としております。

なお、期末の配当金につきましては、上記方針に基づき、1株につき140円とさせていただきます。これにより、既に実施しました中間配当金140円と合わせた年間配当は280円となります。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示数値未満を切り捨てております。 比率その他の数値は、表示数値未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

<u>-</u>			(単位 日月日)
	金額		金額
部) 預大	金 額 145,009 24,387 68,053 51,719 849 125,803 89,346 13,152 20,166 53,055 349 1,306 1,316 3,916 2,314 1,602 32,540 28,834 27 2,766 348 627 △64	(支短1リ未賞そ 社長リ繰再役退そ (資利自のそ繰土為) との債及借予ス 引の債 借ス る慰にの を本本剰剰 益語 で 定	金 額 94,858 39,652 37,555 90 121 2,606 2,443 12,389 47,342 5,000 27,250 255 1,746 6,809 244 5,353 683 142,201 114,083 34,896 12,430 71,480 △4,724 14,094 8,761 △0 4,502 193
		退職給付に係る調整累計額 非 支 配 株 主 持 分	637 433
		純 資 産 合 計	128,611
資 産 合 計	270,813	負 債 純 資 産 合 計	270,813

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

科目	金	額
売 上 高		222,850
売 上 原 価		183,423
売 上 総 利 益		39,427
販売費及び一般管理費		21,576
営 業 利 益		17,850
営業外収益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	557	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,718	
そ の 他	922	3,198
営業外費用		
支 払 利 息	515	
その他	231	747
経常 利益		20,301
特別 利益		
投資有価証券売却益	306	306
特別 損失		
固定資産除却損	396	396
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		20,212
法人税、住民税及び事業税	4,153	
法 人 税 等 調 整 額	836	4,989
当期 純 利 益		15,222
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		15,193

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,896	12,430	60,527	△4,718	103,136
当期変動額					
剰余金の配当			△4,241		△4,241
親会社株主に帰属する 当期純利益			15,193		15,193
自己株式の取得				△5	△5
土地再評価差額金の取崩			0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	_	_	10,952	△5	10,946
当期末残高	34,896	12,430	71,480	△4,724	114,083

	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非 支 配 株主持分	純 資 産合 計
当期首残高	3,829	△3	4,502	102	392	8,824	409	112,370
当期変動額								
剰余金の配当								△4,241
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								15,193
自己株式の取得								△5
土地再評価差額金の取崩								0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	4,932	2	△0	91	244	5,270	23	5,293
当期変動額合計	4,932	2	△0	91	244	5,270	23	16,240
当期末残高	8,761	△0	4,502	193	637	14,094	433	128,611

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額	科目	金田が日かり
(資産の部)	<u> </u>	(負債の部)	亚 訳
流動資産	85,725	流動負債	54,042
現金及び預	金 20,178		15,010
	金 32,980	短期借入金	24,792
第1 第1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	品 7,288	- A	Z4,7 9Z 1
売 掛 製 半 製 仕 掛	品 8,910	未 払 金	5,429
十 表	品 243	未 払 費 用	13
原材	料 6,254	未 払 法 人 税 等	1,647
貯蔵	品 5,744	元 仏 広 八 代 寺 預 り 金	4,310
貯 蔵 前 払 費	用 200	サイン は	1,127
n	他 3,926	そ の 他	1,710
固定資産	100,109	固定負債	38,847
有形固定資産	60,216	D 	5,000
建	物 6,135	長期借入金	20,572
構築	物 730	リ ー ス 債 務	20,572
機械及び装	置 8,394	操 延 税 金 負 債	1,600
車両運搬	具 4	再評価に係る繰延税金負債	6,809
工具、器具及び備	品 197	退職給付引当金	4,414
	地 44,320	そ の 他	446
エ 具、器 具 及 び 備 土 リ ー ス 資	産 5	負 債 合 計	92,889
建設仮勘	定 428	(純資産の部)	52,005
無形固定資産	939	株主資本	81,313
借地	権 0	資 本 金	34,896
ソフトウエ	ア 736	資本剰余金	10,367
その	他 202	資本準備金	9,876
投資その他の資産	38,953	その他資本剰余金	491
投資有価証	券 11,721	利益剰余金	40,773
関係会社株	式 24,234	利 益 準 備 金	453
出資	金 27	その他利益剰余金	40,320
従業員に対する長期貸付		別途積立金	9,000
長 期 前 払 費	用 106	繰 越 利 益 剰 余 金	31,320
前 払 年 金 費	用 2,627	自己株式	△4,724
その	他 266	評価・換算差額等	11,632
貸 倒 引 当	金 △48	その他有価証券評価差額金	6,271
		土地再評価差額金	5,360
200	= 10=00=	純 資 産 合 計	92,945
資 産 合	計 185,835	負 債 純 資 産 合 計	185,835

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

科目	金	額
売 上 高		110,401
売 上 原 価		91,172
売 上 総 利 益	\$	19,229
販売費及び一般管理費		8,841
営 業 利 益	\$	10,387
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当会	2,264	
そ の (t	692	2,957
営 業 外 費 用		
支払利	359	
そ の 他	197	556
経 常 利 益	\$	12,788
特別 損失		
固定資産除却推	145	145
税引前当期純利益	\$	12,642
法人税、住民税及び事業利	ź 2,943	
法 人 税 等 調 整 象	39	2,982
当期純利 益	\$	9,660

⁽注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日) 至 2024年3月31日)

(単位 百万円)

										(————	L/J/ J/
					株	主 資	本				
		資	本 剰 余	金		利	益 剰 余	金			
	資本金		その仲容木	資本剰全全)他利益剰	余金	利	自己株式	株主資本合計
	X III	資本準備金	剰余金	資本剰余金 計	利益準備金	圧縮記帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	台 計		台 計
当期首残高	34,896	9,876	491	10,367	453	1	9,000	25,899	35,354	△4,718	75,899
当期変動額											
剰余金の配当								△4,241	△4,241		△4,241
当期純利益								9,660	9,660		9,660
自己株式の取得										△5	△5
圧縮記帳積立金の取崩						△1		1	_		_
土地再評価差額金の取崩								0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	_	_	_	_	_	△1	_	5,420	5,418	△5	5,413
当 期 末 残 高	34,896	9,876	491	10,367	453	_	9,000	31,320	40,773	△4,724	81,313

	評価・	換算	差額等	
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純 資 産合 計
当 期 首 残 高	2,545	5,360	7,905	83,805
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△4,241
当期純利益				9,660
自己株式の取得				△5
圧縮記帳積立金の取崩				_
土地再評価差額金の取崩				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,726	△0	3,726	3,726
当期変動額合計	3,726	△0	3,726	9,139
当 期 末 残 高	6,271	5,360	11,632	92,945

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

合同製鐵株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大東俊介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、合同製鐵株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、合同製鐵株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

合同製鐵株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 溝 静 太 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大東 俊介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、合同製鐵株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

ニニングでにある。 監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<u>以 上</u>

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月16日

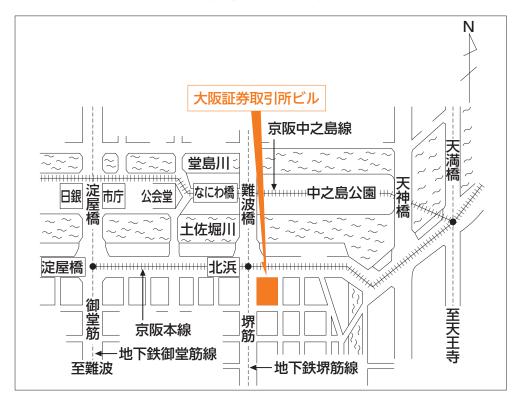
合同製鐵株式会社 監査役会

監查役(常勤)神内信和⑩ 監查役(常勤)山中智之⑪ 監查役(社外監查役)酒井 清⑩ 監查役(社外監查役)服部昌弘⑪ 監查役(社外監查役)介川康弘⑩

以上

株主総会会場ご案内図

会場:大阪市中央区北浜1丁目8番16号 大阪証券取引所ビル3階 北浜フォーラム



(お願い)当社専用の駐車場はございませんので、お車での ご来場はご遠慮ください。

〔交通のご案内〕

- 地下鉄堺筋線・北浜駅1B出口より徒歩約1分
- 京阪本線・北浜駅27番出口より徒歩約1分
- 京阪中之島線・なにわ橋駅4番出口より徒歩約4分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅 2番出口より徒歩約7分

